**令和元年度大阪府がん対策推進委員会**

**がん検診部会（概要）**

# １．日　時：令和２年２月18日（火）18時～

# ２．場　所：國民會館住友生命ビル　12階　小ホール

# ３．議　事：

# （１）令和元年度がん検診受診率向上事業について

# （２）令和２年度がん検診受診率向上事業について

# （３）令和元年度精度管理センター事業について

# （４）第３期大阪府がん対策推進計画の進捗管理について

# (５) 第３期大阪府がん対策推進計画の中間点検・見直しの方向性について

 （６）その他

４．委員からの意見要旨と審議結果

（１）令和元年度がん検診受診率向上事業について【資料１－１・資料１－２】

【概要】

「母子事業連携の受診勧奨」「市教委・PTAとの連携による受診勧奨」等、６つの事業をモデル市町村において実施し、実績を報告。

【意見要旨】

○この事業において、受診者数が増加した事業が多かったようだが、市町村の受診率の数値に寄与する値ではない。受診率向上事業と謳っている限り、市町村の受診率に反映したのかどうかという効果検証についても検討するべき。

→単年度事業で、数値に反映するほどの効果を得ることは難しいと考えている。各市町村では、検診の実施や受診勧奨に係る予算の確保も難航している状況。モデル市町村の成功事例を示すことで、横展開に向けた参考としていただくことが本事業の趣旨。

○ターゲットを絞った事業実施は効果的と考えるが、大腸がん検診キット事前送付については、未受診者分の不要となる分も含めて送付することで効果が得られたとのこと。未利用キットが出ることが問題であり、その点を工夫する必要がある。

○検診の利便性や「ついでに」受けられるという点を利用し、効果があったとのことだが、この事業での受診者の増加は一時的なもの。各市町村において、市民に検診の意義を理解してもらい、自ら検診を受けるような意識をつけていただくことまでつなげることが重要。今後この事業をどう展開していくかについても検討していただきたい。

○もう少し府民に直接行動変容を働きかけるような取り組みがあってもよいのではないか。

（２）令和2年度がん検診受診率向上等について【資料２・参考資料１】

【概要】

平成30年3月、国の「職域におけるがん検診に関するマニュアル」の制定を踏まえ、令和２年度は職域におけるがん検診の実態把握を行うとともに、国マニュアルの周知によるがん検診の精度管理及び受診率向上を図ることを目的とした事業実施について審議。

【意見要旨】

　≪調査の順序について≫

　○令和２年度に検診機関に実態調査を行い、令和３年度に企業等に調査を行うとのことだが、順番が逆のほうが良いのではないか。検診機関の精度管理ができたとしても、企業等や産業医の意識が変わらないと意味がないのではないか。

　→検診機関に「どのような企業等から検診の委託をうけているか」についてもアンケートで聞いたうえで、企業等に働きかける予定としているため、検診機関を先に実施したい。

○企業等の受診率は、かなり高いのではないか。ただ、検診の内容は国指針に合わないものが多い。そこを是正していくためにも、企業等側へのアプロ―チが大切。

○検診の精度管理についての企業等の理解は浅いが、産業医から企業等のトップに理解を求めることは難しい。検診機関よりも企業等からアプロ―チしていく方がよいのではないか。

→がん対策企業アクション等を通じて、企業等の人事労務担当者へのアプローチは継続して行っているところ。法的根拠がない中で、まずは健康医療部として協力していただける可能性が高い検診機関から調査を行いたいと考える。

○検診に関するデータを提供していただける企業等はなかなかないのではないか。それを鑑みると、検診機関からアプローチするべきではないか。

○検診機関が企業向けに提供している人間ドック等の任意型検診の実態をつかむためにも、検診機関の調査は必要。

○事業主も指針外検診を行うことが悪いという認識はなく、若い人にも検診を受診させたほうがいいという認識があり、まずはその認識を正しくする必要がある。

≪基準を満たす検診機関の増加について≫

○府から、検診機関の「認証」等を行うことについては様々な意見がある。まずは調査を行い、その結果をみて、令和４年度に府としてどうしていくのか検討していくべき。

○市内医療機関の精検受診率の平均と自施設の数値とを比較し、改善したという事例もある。数字を見せることは１つの有効な方法ではないかと思う。

【審議結果】

本部会としては、各委員意見を総合的に勘案し、３年間をかけて、検診機関と企業等のどちらにもアプローチすることを踏まえ、調査の順番、その他の部分についても原案どおりとする。

（３）令和元年度精度管理センター事業について【資料３】

【概要】

府内市町村のがん検診精度管理の向上や受診率向上の取組みについて、現状や課題を把握することを目的とした市町村訪問を平成30年度から3年間をかけて実施しているところ。今年度、訪問によりヒアリングを行った18市町のうち、特徴的な取り組みを行う市町について報告。

【意見要旨】

　○医療機関別のプロセス指標の集計をぜひ見せていただきたい。

　○市町村における精度管理委員会を医師会が主体で立ち上げていかないと、精度管理を維持するのは難しい。

　→個別機関が少ない市であれば、市が各機関と直接話をする場合もある。なお、委員会の立ち上げについては核となる医師がいるかどうかに左右されることが多い。委員会ができなくても、個別機関に対し指標をフィードバックするなどの取り組みを行う市町村が増えてきている。

○府から、府医師会に精度管理を積極的に行うよう働きかけることは可能か。

　→府からは、がん検診の実施主体である市町村への働きかけを行っているところ。

○ただ通知するだけではなく、精度管理委員会等の検診体制と受診率の相関を示すなどして、市町村に働きかけてほしい。

→市町村向けの研修会にて、具体的な事例について伝えていきたい。

（４）第３期大阪府がん対策推進計画の進捗管理について【資料４・参考資料２】

（５）第３期大阪府がん対策推進計画の中間点検・見直しの方向性について【資料５】

【意見要旨】

　　　○職場の受動喫煙の機会を有する割合の数値が唯一増えており、これは大阪府調べと　　　いうことだが、事務局から補足はあるか。

　→国民生活基礎調査のデータをもとに府で分析し算出したもの。アンケート調査を基としているため、年度によって数値のばらつきが生じると認識している。今年４月から、改正健康増進法の施行に伴い、おのずと下がっていくと考える。

　　　○受動喫煙について、東京都は法より厳しい規制を行うと聞いており、そのような対応によって、受動喫煙の機会を有する割合も下がるのではないかと思うが、大阪府はどのような対応を行うのか。

　　　→大阪府においても、昨年３月に大阪府受動喫煙防止条例を公布し、段階的に施行。第一種施設（学校・病院など）について、法では2019年７月から敷地内禁煙、府条例では2020年４月から敷地内全面禁煙としており、東京都に遜色のない内容となっている。また、飲食店に関しては、法では2020年４月から原則屋内禁煙となるが、府条例では、法の経過措置を客席面積30平米以下としている。現在、パンフレットの配布等により、周知を図っている。

　　○喫煙以外の生活習慣病の改善については、別に担当している部会があるのか。

　　→改正健康増進法に基づき、第３次健康増進計画を定めており、地域職域連携推進協議会にて審議いただいている。

　【審議結果】

　　原案どおり承認。